



子育て世帯への臨時特別給付金のご案内

子育て世帯への臨時特別給付金とは、新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、子どもたちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、子育て世帯を支援する取組の一つとして国から支給される給付金です。

1. 支給対象者

- ①令和3年9月分の児童手当(本則給付)支給対象となる児童
- ②9月30日時点で高校生(平成15年4月2日~平成18年4月1日生まれ)の児童
(保護者の所得が児童手当(本則給付)の支給対象となる金額と同等未満の場合)
- ③10月以降令和4年3月31日までに生まれた児童手当(本則給付)の支給対象児童
※9月に生まれた子を含む(新生児)

- 18歳以下の児童の内、1人でも児童手当を受給している児童がいる世帯は12月末までに対象者全員分のお支払いをしています。
- 高校生のみの世帯の方、公務員の世帯の方など申請が必要と思われる世帯の方には、12月中旬頃に申請書をお送りしました。
1月下旬から順にお支払いをする予定です。

2. 支給額

児童1人につき 一律10万円

3. 申請方法

高校生のみの世帯の方、公務員の世帯の方等申請が必要な方は、12月中旬頃にお送りした申請書に必要事項を記入し、添付資料と一緒に返信用封筒で申請をしてください。

なお、申請書が届いていない場合は飛島村役場住民課にお問合せいただくか、村公式ホームページより申請書をダウンロードして申請をしてください。

●問合せ先 民生部住民課

石川県輪島市と友好交流協定を締結しました



▲手を取り合う梶市長と加藤村長

11月25日(木)石川県の輪島市役所において輪島市との友好交流協定締結式が行われました。

本村では、平成30年に飛島村観光交流協会を設立し、輪島市を視察したことを機に交流が始まりました。平成31年3月には「とびしまルシェ」に輪島市ブースを設け、特産品の干物などを販売しました。同年10月には、「白米千枚田あぜのきらめき」に村職員が参加し、11月の「わじま里山里海まつり」では本村の特産品を販売するブースを出展するなど観光PRを行いました。

太平洋側と日本海側をつなぐ広域観光ルート「昇龍道」沿いに位置する両市村は、こうした交流をさらに活性化させていきたいとの思いが一致し、今回の友好交流協定締結に至りました。

式では、輪島市の梶文秋市長と加藤村長が協定書に署名を交わし、西恵輪島市議会議員と渡邊一弘飛島村議会議員が立会人を務めました。梶市長は「特産品をお互いの市村の行事で紹介し、市民、村民が交流するようになれば良い」とあいさつしました。また、加藤村長は「輪島と飛島は、港や工業団地、住宅地開発、イルミネーションイベントがあるなど共通点がある。それぞれの特性を活かしながら末永い交流が続くことを願う」と話しました。

これまでの交流

【飛島村】

- 「白米千枚田あぜのきらめき」でペットボトル設置 (令和元年10月)
- 「わじま里山里海まつり」に出展 (令和元年11月)
- 「雪割草まつり」で飛島村パンフレット配布 (令和3年4月)

【輪島市】

- 「とびしまルシェ」で特産品を販売 (令和2年3月)
- 飛島村特産品フェアで特産品を出品 (令和2年9月)
- 表敬訪問(輪島市長・輪島市議会議員) (令和3年10月)
- 「トビシマライツナイトマーケット」で特産品を販売 (令和3年11月)

輪島市の紹介



▲飛島村と輪島市の位置

能登半島の北西にある輪島市は、豊かな緑と海に囲まれた町です。中世に曹洞宗の本山「總持寺(そうじ)」が開かれ、北前船の世紀には、海上交通の要衝として栄えるとともに、江戸中期以降は、漆器業(輪島塗)が盛んになりました。

	男(人)	女(人)	計(人)	世帯数(世帯)	面積(km ²)
輪島市	11,829	13,150	24,979	12,036	426.32
飛島村	2,397	2,320	4,717	1,733	22.42

▲人口世帯数と面積(令和3年12月1日現在)



▲輪島朝市

輪島の朝市の歴史は古く、平安時代から行われていたという文献があることから、1,000年以上の歴史があることになります。神社の祭礼日などに生産物を持ち寄って、物々交換しあっていたのが市の始まりとされています。



▲輪島塗の四段重

輪島塗は全国の漆器産地で唯一、重要無形文化財に指定され、木製漆器の生産量は日本一を誇ります。

輪島塗の工程は、手数では75~130回におよび、完成までに半年から1年の期間を要します。



▲大本山總持寺祖院

曹洞宗の大本山として1321(元享元)年に創建され、開創700年を迎えました。総ケヤキ造りの風格ある山門や仏殿、法堂などが残っています。



▲御陣乗太鼓(ごじんじょだいこ)

輪島市の名舟町でのみ伝承される陣太鼓です。始めはゆっくり、次にやや早く、最後はもっとも早く、『序・破・急』の三段で打ち切り、各自が自由な形で見えを切り、面に応じ、個性を生かした芸を入れるのが御陣乗太鼓の見せどころであり、聞きどころです。



▲輪島・白米千枚田(しろよねせんまいだ)あぜのきらめき
世界農業遺産「能登の里山里海」を代表する棚田「白米千枚田」を彩るイルミネーションイベント。約25,000個のLED装置「ペットボトル」は、ボランティアが設置しています(期間:令和3年10月23日~令和4年3月13日)。
トビシマライツで使用しているペットボトルは、輪島市からお借りしました。

**すこやか商品券は
早めのご使用を**

令和3年9月に、自らの健康を維持している65歳以上の方へ『すこやか商品券』を送付しました。使用期限が近づいていますので、お早めにご使用ください。

●使用期限

2月28日(月)

●問合せ先

すこやかセンター内福祉課



ペットボトルのラベルの分別にご協力ください

令和4年4月からエコプラザでは、ペットボトルの搬入方法を変更させていただきます。

エコプラザにペットボトルとキャップを搬入する前に、ご自宅でペットボトルのラベルをはがして分別し、さらにペットボトルとキャップを分けた状態でエコプラザへ搬入をお願いします。

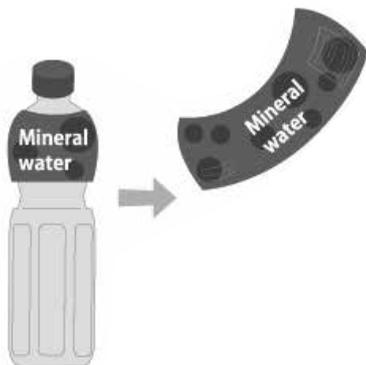
ラベルは、プラスチックごみ(透明ブルー色ポリ袋)に入れて毎週水曜日に出してください。

令和4年度からリサイクルの品質を上げ、良質な資源として活用するため、ペットボトルのラベルをはがして分別することにご協力をお願いします。

【ペットボトル・キャップ・ラベルの分別方法】



①ペットボトル
②キャップ
は、軽くすすいで
エコプラザへ



ラベルは、
プラスチックごみ
として
ごみ集積所へ



●問合せ先 すこやかセンター内保健環境課



保険税(料)納付状況のお知らせを送付します

確定申告などの際、前年の1月から12月末に納付した国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料は、社会保険料控除の対象です。次の方には、1月中に保険税(料)の納付状況のお知らせを送付します。

●国民健康保険税

保険税を納付した世帯主の方に「国民健康保険税納付済額確認書」を送付します。

●後期高齢者医療保険料

●介護保険料

普通徴収(口座振替・納付書払い)で保険料を納付した方に「後期高齢者医療保険料納付済額確認書」、「介護保険料納付済額確認書」を送付します。特別徴収(年金からの引き落とし)の方は、1月中に日本年金機構などの年金保険者が送付する「公的年金等の源泉徴収票」に保険料が記載されています。

●問合せ先

【国民健康保険】

【後期高齢者医療】

民生部住民課

【介護保険】

すこやかセンター内福祉課

障害者控除対象者認定書を送付します

65歳以上の要介護認定を受けている方で、一定以上の障がいがあると認められる場合は、申告者本人や扶養親族が障害者手帳等の交付を受けていない方でも、障害者控除の対象となる場合があります。対象者の方には、**1月中旬以降**に障害者控除対象者認定書を送付しますので、確定申告(または準確定申告)の際に、ご利用ください。

●問合せ先

すこやかセンター内福祉課

新成人の皆さん

20歳になると国民年金に加入します

国民年金は、老後の所得保障だけでなく、病気やけがで重い障がいが残ったときなどにも年金を支給し、思いがけない人生の「万一」にも国が責任を持ってサポートする公的年金制度です。

義務と権利

日本国内にお住まいの20歳から60歳までのすべての方は、国民年金に加入して保険料を納付する義務があり、年金を受け取る権利があります。

加入の手続き

国民年金の加入について、手続きは不要です。

保険料の猶予・免除

学生であるなど、収入が少ないために国民年金保険料の納付ができない場合は、申請により保険料の納付が猶予・免除となる制度があります。

この申請を行わないまま、国民年金保険料が未納になっていると、

「万一」のときに障害年金が受け取れないなど思わぬ事態を招きますのでご注意ください。

「**学生納付特例制度**」は、所得がない学生の方ご本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障がいが残ってしまった場合に、障害基礎年金を受け取れなくなることを防止するための制度です。

そのほかに、経済的な理由等により保険料の納付が困難な方のために「**保険料免除制度**」や「**納付猶予制度**」があります。

また、日本年金機構のホームページでは、国民年金制度の内容やメリット、保険料の納付方法や免除の手続きなどをわかりやすく説明した動画もご案内しています。ぜひ、ご覧ください。

●問合せ先

民生部住民課



(二次元コード)

自転車乗車用ヘルメット 購入費補助金

本村では、転倒や交通事故の際に頭部を保護する自転車乗車用ヘルメットの着用を促進するため、令和3年4月から自転車乗車用ヘルメット購入費について県と連携した補助を次とおり実施しています。

●対象者

村内に住所を有する7歳から18歳までの方および65歳以上の方（補助申請年度末に当該年齢に到達する方を含む）

●対象となるヘルメット

令和3年4月以降に購入した新品の自転車乗車用ヘルメットで、SGマーク、JCFマーク、CEマークなど安全性の承認を受けたもの

●補助率等

- ・購入金額の2分の1の額または2,000円のいずれか低い額（その額に1000円未満の端数がある場合は切り捨て）
- ・1人につき1個（回）限り

●必要書類

- ・補助金申請書
- ・開発部建設課で配布します。または、村公式ホームページよりダウンロードできます。

・領収書の写し（保護者がまとめて申請する場合はお子さまごとに領収書が必要です）

- ・生年月日を証明するもの
- ・自転車乗車用ヘルメットの安全承認適合がわかるもの（自転車乗車用ヘルメットの現物提示でも可）

・納税証明書または村税納付状況を税務職員以外の村職員が調査することに同意する文書

●申請期限

3月31日（木）

※自転車乗車用ヘルメットを購入した年度末までに申請をお願いします。

●問合せ先

開発部建設課



野焼きなどの焼却行為は 法律で禁止されています

本村では「近所の庭や田畑ごみを燃やして煙が迷惑」といった苦情が多く寄せられています。ごみをそのまま積み上げて燃やしたり、穴を掘って燃やしたり、ブロック積み等の炉あるいはドラム缶、一斗缶などで燃やしたりすることは野焼き行為に該当し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。家庭ごみは野焼きせず、本村のごみ収集日に出してください。

※収集日は、すこやかカレンダーをご覧ください。

野焼きの例外

①国または地方公共団体がその施設の管理を行うため

(例) 河川敷、道路の草焼き

②天災やその他の災害の予防、応急対策または復旧のため

③風俗慣習または宗教上の行事を行うため

(例) 火祭り、どんと焼き

④農林業または漁業を営むためにやむを得ないもの

⑤たき火その他の日常生活を営むうえで通常行う廃棄物の焼却であつて軽微なもの

(例) 落ち葉たき、バーベキューなど。近隣住民のご迷惑とならないようご配慮ください。

●やむを得ず行う場合は、次のことに注意してください。

①水バケツなどの消火器具を準備する。

②できるかぎり複数人で行う。

③焼却中は風向きの変化に注意するとともに強風時は行わない。

④焼却中はその場を離れず、火の監視をする。

⑤建物や燃えやすい物の近くでは絶対に行わない。

⑥焼却火の残火がないことを確認してからその場を離れる。

※例外に該当する場合でも、近隣住民からの苦情がある場合は、「周辺地域の生活環境に著しい影響を与える焼却」として指導の対象になりますので、周辺へのご配慮をお願いします。

●問合せ先

すこやかセンター内保健環境課